

発議案第 1 号

天理市議会委員会条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

平成27年 3 月18日提出

天理市議会議員	飯	田	和	男
〃	川	口	延	良
〃	市	本	貴	志
〃	加	藤	嘉	久次
〃	三	橋	保	長
〃	岡	部	哲	雄

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市民部」を「くらし文化部」に改める。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の天理市議会委員会条例第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の天理市議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。